

事前意見一覧

		入力者種別	意見の種別	内容
1	1人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	とにかく徴収者に負担が掛からないようお願いします。 不要なアプリの導入や機器の導入などが発生するのは本当に嫌です。他地域の徴収方法を見て、良い点も悪い点も参考にして、よく体制を整えた上で実行可能であれば良いかと思います。
2	2人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関すること	用途に関して、関連事業者の要望に答える形でより具体化して頂きありがとうございます。 ただ、やはりどれもまだまだ曖昧感がぬぐえません。 第一に、それぞれの事業の予算は確認できないのでしょうか。必要な見込み金額と共に各事業をリストアップして頂けないのでしょうか。今春の説明会では、まず税収が確保できてから支出を考える、それが役所の仕事の進め方だ(議会での議論が必要だ)、といったような説明がありましたが、それでは何も進みません。優先順位はひとまず保留にするにしても、各事業の見込み額は確認ができるはずですが、いかがでしょうか。
3	2人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関すること	第二に、宿泊税を導入している他の先行自治体で、各事業を行ったところ実際に観光客数や宿泊者数が増加している、または満足度が上昇した、などの例はありませんか。今春の説明会で同じ質問をさせて頂いた際に、そういう例は無い(九州の自治体に視察行った際に、観光客から町がきれいになったねと言われたという程度)とのことでした。それから半年以上の期間がありましたが、状況に変化はありましたか。
4	2人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関すること	第三に、現在も伊勢市の予算で観光関連事業が行われていると思いますが、宿泊税導入後も市の観光関連事業の予算額はそのまま継続されるのでしょうか。宿泊税が導入されることによってこれまでの市の観光関連予算が削られる(いわゆる予算の付け替え)ことはないのでしょうか。また、現在の観光関連予算はいくらで、これだけではいくら足りないから宿泊税が必要だ、という形でご説明頂くことはできませんか。
5	2人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	添付された資料では事業所の自己負担軽減策が示されていませんでしたが、次回の説明会ではご説明頂けるのでしょうか。 正直などころ、事業所の自己負担がなければ宿泊税導入に反対する事業所はそこまで多くないと思います。しかし実際には軽くない金銭的自己負担が発生するので本当に宿泊税が必要なのか、本当に観光集客に有効かという懐疑的な意見になってしまいます。
6	2人目	市内宿泊事業者	その他：宿泊税以外の税収について	宿泊税でなければならない理由をご教示願います。今春の説明会で、宿泊税の代わりに市営駐車場料金の増額は不可との質問に、不可、理由は次回説明するとのことだったが、引き続きご対応をお願いします。 宿泊税関連では市の当局と事業所間でうまく進んでいるという印象はありませんが、この機会により深く議論を重ねて、宿泊税にこだわらず伊勢市にとって最もいい形のものを作ればいいと思います。
7	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	問題点 1 ・負担が大きい 私が運営している民泊は、すべてネット予約(OTA)である。 現在利用している OTA では別途、宿泊税を徴収するシステムがない。 また、チェックイン、チェックアウトはセルフ方式のため、直接対面することもない。 そのため、宿泊税は売上から支払う必要がある。 ●宿泊税の支払い例 運営している民泊では、1棟貸し 1泊 15,000円で 5人宿泊する場合が多い。 すると宿泊税は、200円×5人=1,000円となる。 15,000円の売上に対して、宿泊税は、6.7%の負担となる。 また、経費や所得税、住民税、社会保険、国民年金、消費税を引いた可処分所得に対する宿泊税の割合は、約10%の割合となる。
8	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	問題点 2 ・宿泊税の手数料について 利用している OTA は、booking.com で 12%の手数料、Airbnb で 18%の手数料がかかる。 $200\text{円} \times 12\% = 24\text{円}$ $200\text{円} \times 18\% = 36\text{円}$ この手数料は、だれが負担するのか。
9	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	問題点 3 ・事務作業が多くなる。 民泊では、2か月に一度、国籍別の宿泊客数、宿泊日、宿泊日数を報告する義務があります。 宿泊税が導入されると、それに加えて、毎月、別のシステムに宿泊人数を報告して振込までをする手間が発生します。新しいシステムの使い方を覚えて、毎月、銀行へ振込もする。 一つでも、ミスがあれば罰金または禁錮刑が科されて、前科がつくこととなります。
10	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	問題点 4 ・売上計算が複雑すぎる 宿泊税は売上に計上しないことと説明されました。 例えば、15,000円の宿泊代金振込があり、1,000円の宿泊税を納める場合、14,000円の売上となるのでしょうか？それとも 1,000円に対する手数料も含めて、減額するのでしょうか？ 手数料も含めて減額する場合、利用している OTA によって手数料が違うので、別々に計算する必要があります。 booking.com では、1,120円の宿泊税 Airbnb では、1,180円の宿泊税 これらの減額を別々に計算して売上を計算する必要があります。 計算にミスが発生すれば、税務署からの指摘を受けて追加の加算税を支払う必要があります。さらに証拠として提示するための計算式の根拠も残しておく必要があります。

		入力者種別	意見の種別	内容
11	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	<p>問題点5 ・そもそも宿泊税を徴収してまで観光客を増やす必要があるのか。 宿泊税を導入して、観光客が多い京都市では、オーバーツーリズム（観光公害）となり市民生活に多大な影響を与えることは有名です。 伊勢市で宿泊税を導入して観光客を増やせば、伊勢神宮の内宮、外宮周辺は交通渋滞や治安の悪化が間違なく起ります。 内宮近くには、三重県営体育館や陸上競技場があり伊勢市民の文化・スポーツ交流の中心地となっています。外宮近くには、伊勢市役所をはじめ、重要な役所が集中しています。 このような重要な場所が、オーバーツーリズムによって、伊勢市民が容易に行くことができなくなってしまいます。そのような状態になることを伊勢市民は望んでいません。 観光客が増えれば宿泊費が必ず高騰します。すると日本人は、宿泊することができず、外国人ばかりの観光客となるでしょう。 日本で一番重要な神社と言っても過言ではない伊勢神宮に日本人が宿泊できないような場所にしてしまってはいけません。 12月11日のセミナーで、「観光客が増えても税収が多くなるわけではない。清掃などの負担で財政が圧迫される」と話をしていました。では、なぜ観光客を増やす必要があるのでしょうか。伊勢市の観光業がそれほど衰退しているとは思えません。 平日のおはらい町に先日行きましたが、かなりの人でにぎわっており、駐車場もほとんどが満車でした。 伊勢市民は、観光客をこれ以上増やすことを望んでいません</p>
12	4人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	市税を代行徴収するのであれば、宿泊者への案内文(多言語)、連番式の領収書を各施設に配布してください サイトの予約時では、サイト側に交渉したが、徴収は不可能です
13	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	<p>宿泊税という制度案は、誰が・どの立場で・どの課題認識から提示したのか。 制度案の起点としては、以下の可能性が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長による政策判断 ・行政内部（特定部署・職位）による提起 ・外部有識者やコンサルタント等からの提案 ・他自治体の事例や社会的動向を背景とした内部検討 <p>いずれの場合であっても、誰が、どの立場で、どのような問題意識から宿泊税を制度案として提示したのかを整理することは、今後の検証や見直しを行う上でも不可欠である。</p>
14	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の過程について	<p>宿泊税は、複数の法定外目的税案の中から選択されたものか。 宿泊税が、観光振興税、地域振興税、入域税、協力金方式など、複数の選択肢と並列に検討された上で選択されたのであれば、その比較検討の経緯を示す必要がある。 一方、当初から宿泊税のみが検討対象であった場合には、なぜ他の選択肢は検討されなかったのか、その判断主体と理由を明らかにする必要がある。</p>
15	5人目	市内宿泊事業者	その他：意見交換会について	<p>今回の意見交換会は、制度そのものを再検討する場か。 今回案内されている意見交換会は、使途の検討や特別徴収事務の負担軽減を主目的としているとされている。 一方で、宿泊税という制度選択そのものが、議論の対象に含まれるのか否かが明確にされていない。 制度選択が議論対象に含まれない場合、その判断自体が重要な政策判断であり、誰が、いつ、どの会議体で決定したのかを整理する必要がある。</p>
16	5人目	市内宿泊事業者	その他：意見交換会について	<p>制度そのものを議論対象外とした場合、その理由は何か。 制度選択を議論対象外とする理由が、「すでに検討済みである」という説明に留まる場合、その検討過程や前提条件が十分に共有されているかが問われる。</p>
17	5人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	<p>伊勢市が解決すべき課題は、どのように整理されているのか。 観光客増加に伴う行政負担、インフラ維持、オーバーツーリズム、地域経済への影響など、複数の課題が指摘されている。 これらの課題が整理され、優先順位付けが行われないままでは、税制度において目的と手段が乖離する。</p>
18	5人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	<p>既存財源では、なぜ対応できないのか。 法定外目的税は、一般財源では対応できない場合にのみ正当化される制度である。 既存予算の見直しや事業の優先順位再整理を行った上で、なお不足する理由が示されているかが問われる。</p>
19	5人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	<p>目的税として「宿泊税でなければならない理由」は何か。 宿泊者のみを課税対象とする合理性については、観光客全体に占める宿泊者の割合、日帰り客や通過客との関係を踏まえた説明が必要である。</p>
20	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討委員会について	<p>検討委員会は、制度検討のどの段階で設置されたのか。 検討委員会が白紙段階で設置されたのか、一定の方向性が定まった後で設置されたのかによって、委員会の役割と意味は大きく異なる。</p>
21	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討委員会について	<p>委員構成は、宿泊税を検討する体制として適切であったか。 観光関係者、商工関係者、学識経験者が含まれている場合、それぞれに求められた専門性や役割が明確であったかが問われる。</p>
22	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討委員会について	<p>委員は「誰の意見」を代表していたのか。 団体の総意なのか、個人としての意見なのかについて、整理と確認が行われていたかが重要である。</p>
23	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	<p>答申は、政策決定を拘束するものか。 答申は本来、議論を整理するための材料であり、最終的な政策判断を拘束するものではない。</p>
24	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	<p>反対意見や慎重意見は、どのように整理されたのか。 「おおむね賛成」という表現の背後にある意見の幅や内容が、十分に共有されているかが問われる。</p>
25	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	<p>現在の進め方は、合意形成として十分か。 法定外目的税は、強制ではなく、納得によって成立すべき制度である。</p>
26	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	<p>制度選択から改めて学習・検討する場を設ける考えはあるか。 一度立ち止まり、制度選択から再検討することは、後退ではなく制度成熟のための過程である。</p>
27	6人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	<p>・宿泊してくれる方に税をいただくのだから、ちゃんとその方々に還元されている実感のある使途であってほしい。 例①フリーWi-Fiの拡充。店舗や施設頼みではなく、道路上や公園、広場、商店街等、人が集まるところ、逆に言うと集まって欲しいところにWi-Fiスポットを作る。 例②歩道や広場の整備。バス停の整備。既に行っているところであろうけれども…。宿泊者が安心して伊勢を回れる空間を作る。</p> <p>宿泊税の使途については、先行の自治体が既に多くあるのだから、成功例も失敗例も研究し、伊勢に合ったものを取り入れてほしい。</p>

		入力者種別	意見の種別	内容
28	6人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	簡便な方法での徴収手続きであることを望みます。徴収の時期、回数(毎月納入なのか、年1なのか等)もご考慮ください。
29	7人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	<p>1、負担軽減として、宿泊税システム整備補助金を支援策として考えられておりますが、どういったものが対象になるでしょうか。具体的にお聞きしたいです。 例えば下記の例では対象になる見込みでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルを無人運営している場合等で、現地での宿泊税徴収に必要になる自動精算機や両替機の購入費用 ・チェックインに余計に時間がかかるようになるので、混雑を避けるためチェックイン可能窓口を増やすためのパソコン等の追加購入費用 ・宿泊税導入前に、宿泊税導入済エリアのチェーンホテルへシステム研修に行かせる際の移動費用 ・キャッシュレスのホテルで、宿泊税清算の為だけに使う金庫の購入費用。両替の費用 <p>その他、こういった場合は対象外になるという具体例があれば教えてください。</p> <p>2、システム整備補助金に関しては、宿泊税導入時に一度だけ補助する見込みでしょうか。 機器の故障や、追加購入が必要になる場合もあるかと思います。毎年一度申請を受け付ける、というような運用は考えておられますでしょうか。</p> <p>3、スキッパー（無銭宿泊者）が発生し、宿泊料金の全額、あるいは一部を踏み倒された場合、宿泊税の納入はどうなるでしょうか？ 無銭宿泊でも宿泊したのであればホテルが宿泊税を納入しなくてはいけないのでしょうか？</p>
30	8人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	<p>宿泊税の事務負担に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の手数料 ・税理士さんに払う経費 ・新たにレジを導入した場合の手数料 ・各カード会社でのカード決済の際の手数料 ・新たに宿泊税を導入する為に生ずる人件費 ・事務処理にかかる手間 ・一過性だけでなく、これから先のまた物価高騰においての現状の事務処理手数料 <p>等、第一回、第2回目の市側の宿泊税導入の説明内容より変わってきてている世の中の流れや現状や伊勢の動き、と照らし合わせて、宿泊税の導入の内容もえていかなければならぬ。そうでないと今の市側の提案は、宿泊事業者に対し、理不尽で不公平で、無理が多く、前回の「宿泊税のセミナー」のJTBの調査のデータでも表していた通り、高リスク低リターンで、また、宿泊事業者に何の得もないと言っていた様に、導入を根本的に見直さなければならない。</p> <p>宿泊事業者に丸投げの状態で、市側の補助経費限度額より増加した負担金は、宿泊事業者で自腹で出すというのを考えられない。市側のお願いベースでの提案であるにも拘らず、溢れた徴収金は宿泊事業者側でと言うのは、行政の行った責任をなぜ民間が負わなければならないのか？</p> <p>「特別徴収事務報償金の補助手数料率はその時の状況で変わる」と記載があるので 少なくとも事務手数料を0%にして、手数料は市側の負担でないと、どう見ても不公平で反発を招くだけである。 また「観光税」等の名前で、伊勢の観光に関わっている飲食店、観光事業者、観光施設、交通事業者、インフラ事業者からも徴収すべき。</p>
31	8人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	<p>他の都市や町で行っている宿泊税は、もっと大都市で、街に合った観光施設が多く、人の往来も多く、特に宿泊事業者への負担が少ない。だからこそ宿泊税の導入ができたのであって、伊勢市の現状は、宿泊事業者に余りにも負担が大き過ぎる。伊勢は観光客は多くとも大都市ではなくて、伊勢神宮の神道色が色濃い町で、今は海のレジャー やアクティビティ体験型やリゾート地ではなく、伊勢神宮のお膝元のと言う、日本人の心の故郷や、物事の始まりや、何か物事を始める際の出発の場所としての原点回帰を目的としている方が見える傾向にある。</p> <p>そういった中で、宿泊業者だから宿泊税を徴収するのは負担が大き過ぎる。 お越しの方のデータが必要と説明があったが、何時の、何処に、どのような、何の為にデータがいるのか？</p>
32	9人目		特別徴収事務や負担軽減に関すること	先行性が作成しているよくある質問の内容を紹介して欲しい
33	10人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	<p>今後御遷宮に向かって宿泊客に限らず伊勢市を訪れる旅行客は増加の一途を辿るに違いありません。二見浦は伊勢神宮参拝の最初にお参りする禊の地として位置しています。メディアの影響もあり、その存在感は世の中に前回の御遷宮の時より相当大きくなっています。</p> <p>ただ、車利用で二見浦にお越しになるお客様にとっては二見興玉神社前のその混雑の様子はどう映っているでしょうか。年末年始、連休や特日には市から警備員の配置も行われていますが地元の意見を吸い上げていただける機会がないのは残念です。このエリアの混雑状態を無策で今回の遷宮に突き進んで行くのは、二見浦の印象をより悪いものにしてしまいます。根本的に改善されるような施策を要望します。</p>
34	10人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	お客様に拒否されたり、混雑に紛れ徴収し損なったり、計算ミスがあった時は特別徴収義務者の我々が負担するのですか。 ある程度のグレーゾーンを認めてほしい。
35	10人目	市内宿泊事業者	その他	課税対象となるのは宿泊単体ですか？朝食や夕食は除外対象ですか。消費税にも課税されますか？単に1人に対していくら課税と言うことですね。将来定率には永久にならないと言う理解でいます。犬には課税しないのですね
36	10人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	目的税としての宿泊税の使途、予算の事業内容を先に特別徴収義務者に開示すべき。 真に理解される予算になるために、この予算が通れば状況がこのように変わり、このような結果を出せると伊勢市長が自信をもって言えるだけの事業内容にすれば納得が得られる。 名前だけの宿泊税なら止めたほうがよい。
37	11人目	市内宿泊事業者	その他：説明会の申し込み方法について	説明会の参加申し込みの方法が、案内文書にはQRコードを読み込む方法しか記載されていないのは何故ですか？ 新たな申し込み方法を設定したこと自体は良いことです、特に高齢の方には多いと思われるデジタル機器が苦手な方が、出席にくくいう仕組まれているように見受けられます。過去の説明会でパソコンやネットワークを利用しての報告業務のハードルの高さを訴えていた方もおられましたら、QRコードによる参加申し込みが困難な方もみえるということは予想できた筈です。市のHPにはFAXによる方法（用紙のダウンロード）が記載していましたが、これもパソコン等の操作に慣れた方であることが前提で、所謂デジタル弱者を排除しようとする意図が見え隠れしています。せめて文章の末尾にでも「QRコードが使用できない場合は下記へご連絡ください」の一文を盛るべきでしょう。質問を一つに絞ります。今まで同封されていたFAXによる申込書を廃止した意図は何ですか？ 「配慮が足らず申し訳ございません」とか「以後気を付けます」といった謝罪や釈明は一切要りませんので、FAXによる申込書を廃止した理由を明確にお答え下さい。

		入力者種別	意見の種別	内容
38	11人目	市内宿泊事業者	その他：市議会への条例案提出について	市議会への条例案提出について、いつ頃を想定していますか？
39	12人目	その他	特別徴収事務や負担軽減に関すること	2025年12月11日開催の「宿泊税に関するセミナー」で講師が課税の公平性について触れ、観光業者の中でも課税の対象としない「フリーライダー」の存在を挙げ、このような課税は好ましくない旨を話した。配られた資料には、フリーライダーの例として観光協会の中で課税対象にならないメンバー（事業者）の存在があった。
40	12人目	その他	特別徴収事務や負担軽減に関すること	伊勢市を訪れる観光客は、鳥羽志摩方面で宿泊する客や日帰り客が多く、近年宿泊客が増えたとはいえる、その比重は小さい。そのような中で、宿泊客だけを対象に課税し、その徴収義務を宿泊業者に押しつけるのは公平性を損なうものである。 この公平性を欠くという指摘に対し、市当局は駐車場利用客を把握するのは難しい、地元市民の駐車場利用と区分できないなどと言い、公平性を欠かないという証明を抜きにして、宿泊客対象の課税方法にしがみついて押し付けている。宿泊税は公平性を担保した課税ではないのである。観光目的税が必要だと言うなら、公平性を担保した課税方法を示すべきである。あるいは市は宿泊税課税の公平性を具体的に証明すべきである。
41	12人目	その他	特別徴収事務や負担軽減に関すること	今回1月20日の「意見交換会」は全宿泊事業者対象の集会として4月、6月、12月に続き4回目である。過去3回の集会で宿泊税導入を可とする合意が出来た訳でもないのに、今回の意見交換会は「宿泊税導入に向けた」と銘打ち、意見の種別を使途と業者の負担軽減だけに限定して誘導しようとしているのではないだろうか。 当初の4月時点の内容を改善した提案を出すのではなく、もうすでに業者として合意できない内容なのに、なおも、宿泊税ありきで、当初内容をあくまで押しつけようとするのは、まったく理解できない。ごく一端をあげると事業者への還元金（特別報償金）は、客1人1泊たったの6円（5年経過後は5円）では宿泊事業者泣かせの税制ではないか。当初の案に固執するつもりか、市の考えを伺いたい。 すでに3回も全事業者対象の集会を行い合意に至らなかったのであるから、鈴木市長自らが出席し、事業者の意見要望を聞き判断すべきではないか。
42	13人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	① 2024年4月にあった説明会の時（市長記者発表前）に説明していた使途が、説明会ごとに使途が変わっている点（パークアンドバスライドで赤字が出ていて、それらに使いたいなど言っていたが、特別会計から出している事すら言わなかつた。）
43	13人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	② 観光にのみ使用出来る点は理解できるが、現状の市が行っている観光事業についても、評価・検証がされていない点も問題だと思う。（市民から見ても、税金の無駄使いだと思われてしかたがない点）
44	13人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	③ 新聞の記事で見せて頂きました。政教分離の件が載っていたが、かぐらサロンに、企画を委託していた件だが、1245万円余りを、補助金も活用して行ったとあったが、参加者が19人だったとあった件について、あまりにも費用がかかりすぎではないかと思う。1人あたり65万円以上かかっている計算になる。参加者想定などを教えて頂きたい。参加料は同じぐらい徴収していたのかも教えて頂きたい。後で良いので内訳も教えてもらいたい。仮に安い金額しか徴収していないのなら、市民の税金が使われている事を考えて頂きたい。そのような無駄使いを無くして頂きたい。市民感情として到底理解を得られない。仮に補助金を使ったとしても、補助金は税金から出しているので無駄使いはしないで頂きたい。
45	13人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	④ 他の事業でも、人のお金（税金）だと思い、湯水のように使わないで頂きたい。民間事業者のように、費用対効果・損益分岐点・必要性も考えて事業を行って頂きたい。行政側も、自分のお金だと考えて事業したら、やらない事案も出てくると思う
46	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	① そもそも、宿泊税をする事自体、宿泊事業者にとっては、経済的負担・肉体的負担・精神的負担があることを、行政側は理解をしているのか？？
47	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	② 経済的負担について、当方は大手のダイナミックプライシングシステムを利用している為、システム変更費用で軽く1億円以上の費用がかかってくる為、不可能との回答があつたが、これらの費用は全額負担して頂けるのか？？負担して頂けない場合は、宿泊税の為に、事業者が負担する事自体が民業圧迫になると思う。
48	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	③ 政府がキャッシュレス化を進めており、全国平均で現在でも40%以上超えており、数年以内に80%以上に引き上げを推進している。これらの状態で、宿泊税を現金のみで回収するのは、現実的に不可能になってくる。その為、事前カード決済で処理を使用すると手数料だけで200円にたいして30円～40円ほどかかる。特別報奨金の5円（2.5%）では、事業者は赤字になってしまう。宿泊税を徴収する業務を、伊勢市側に代わってするだけで赤字が発生していくは、市長や観光課が言っている持続可能な観光になつていかない。事業者が負担を負って成立つ宿泊税では、行政による民業圧迫だ。これらには、事業者の人件費は含まれていない。
49	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	④ 肉体的負担についてはどの様に考えているのか？？ お客様への説明や、徴収業務、領収書の発行に対する人件費も事業者が負担するのか？？
50	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	⑤ 精神的負担についてはどの様に考えているのか？？ お客様が納得しない場合のクレーム対応や、支払って頂けない場合の時は、事業者が負担する事になっている点や、罰則が設けられている点
51	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	⑥ 議会で東課長が説明していた、金額は約1.7億円に対して、約500万円ほどの経費（特別報奨金2.5～3%）が掛かってくると言っていたが、それらの経費には、宿泊事業の持出し費用（手数料赤字分や対応する人件費など）は含まれていない時点での、事業者の事を何も考えていないと思われても仕方がない。このような事も考えず、特別徴収事務の負担軽減と言っていること自体が問題だと思う。
52	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	⑦ 仮に宿泊税をする場合でも徴収料金も現状の200円なら1.7億円ほどの収入になるが、必要経費などを含めると、現実問題、何も残らない。人件費など含めれば赤字になつてしまう。 宿泊税も200円と決めつけるのではなく、損益分岐点を見極め、〇〇円までは免税にして、一定の収益が出る金額を出して、その金額を、宿泊税とすれば良いと思う。
53	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	⑧ 宿泊税を早く進めたいのなら、必要経緯費分を、これから先、助成金などで出せるように、宿泊税の話をする時に、議会で承認をもらってから同時進行で始めれば良いと思う